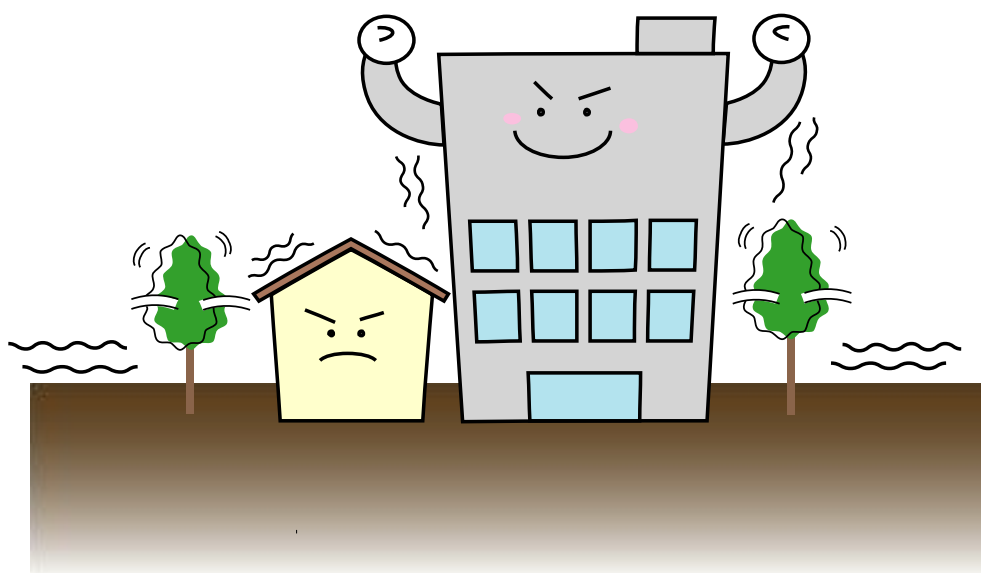


上郡町耐震改修促進計画



平成31年3月

上 郡 町



目 次

1 計画概要	
(1) 計画改定の趣旨	2
(2) 計画期間	2
2 上郡町で今後発生が想定される地震規模、被害の状況	3
3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標	
(1) 住宅耐震化の推移と目標	5
(2) 多数の者が利用する建築物耐震化の推移と目標	6
4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
(1) 基本的な取り組み方針	7
(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	7
(3) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	8
(4) 大地震時に備えた住宅・建築物に関する事前の予防策	8
(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物	9
(6) 地震発生時に通行を確保すべき道路	9
5 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	
(1) 相談体制の整備	10
(2) 自治会等との連携	10
(3) 関係団体との連携	10
別添資料2～4	11

(1) 計画改定の趣旨

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、国の基本方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）及び兵庫県耐震改修促進計画を勘案し、平成20年に策定した。

兵庫県耐震改修計画については、平成23年の東日本大震災により甚大な被害が発生したことから、平成25年に一定規模以上の多数利用建築物等について耐震診断の実施が義務付けられるなどの措置が講じられたことを受け、平成27年に兵庫県耐震改修促進計画の一部が改定された。

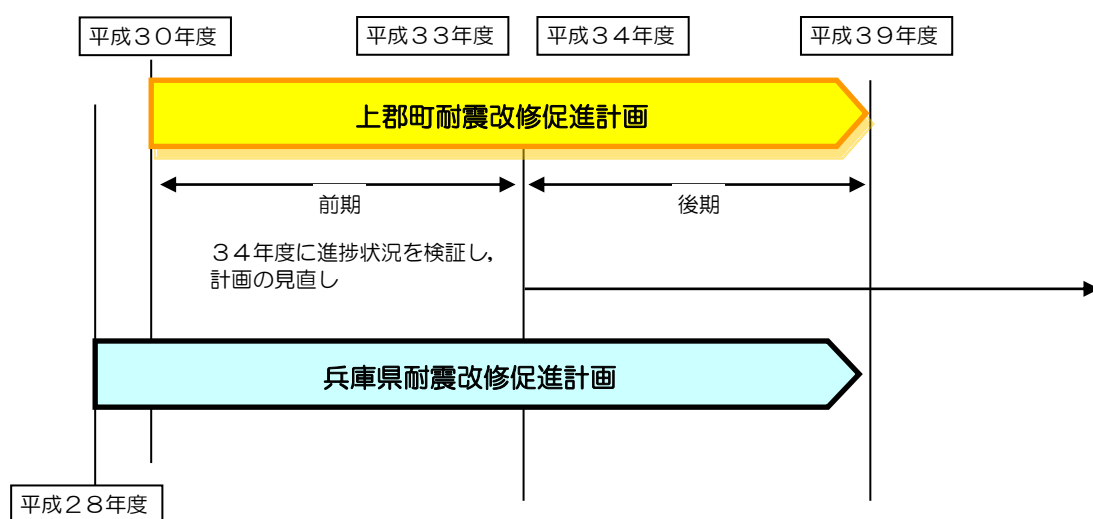
兵庫県における耐震化率は、住宅では85.4%（H25）、多数の者が利用する建築物では86%（H27）にとどまるなど、目標数値を下回っていることが明らかになっている。このような状況の中で、南海トラフ地震や内陸活断層地震の発生の緊迫性が指摘されており、地震時における県民の安全を確保するためには、引き続き住宅や建築物の耐震化を計画的に進める必要があることから、平成28年3月に改定された。

また、平成30年6月に発生した大阪北部地震により危険ブロック塀による被害が発生したことを受け、危険ブロック塀等撤去支援事業が創設された。

本計画では、町内の現行の耐震基準を満たしていない、いわゆる「旧耐震基準建築物」の耐震安全性を確保及び危険ブロック塀による危害要因を排除するための目標及び施策を定める。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とする。なお、社会情勢の変化や事業の進捗状況等を勘案し、中間の5年目にあたる平成34年度に進捗状況を検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。



2. 上郡町で今後発生が想定される地震規模、被害の状況

上郡町地域防災計画では、過去の地震災害の状況などから、町内で甚大な被害が発生する可能性がある地震として、「南海トラフ地震」、「有馬高槻構造線～六甲断層帯地震」、「山崎断層地震」、「中央構造線地震」、「日本海沿岸地震」の5つの地震を想定し、被害の特徴を検討する。

1. 南海トラフ地震

南海トラフ地震は、今後30年以内に70%～80%の確立で発生する可能性が極めて高く、震源に近い淡路地域の一部では震度7に達することもありうるので、十分な警戒が必要である。

特に、震源からの距離が離れていることから、県内全域で長い周期の強い揺れが1～2分にわたって続くことが予想され、高層建築物への影響や埋立地等での液状化現象が危惧される。

2. 有馬高槻構造線～六甲断層帯地震

有馬高槻構造線～六甲断層帯地震は、兵庫県南部地震と最も類似した条件下で起こる地震である。阪神間北部を中心に多数の家屋倒壊、火災の発生、海岸部を中心とした地盤の液状化現象、ライフラインや交通網の寸断など、都市型の大災害が発生する恐れがあり、軟弱地盤が分布している地域は、特に注意が必要である。また六甲山系は数多くの断層が走り、基岩の花崗岩の圧砕や風化が進んでおり、また急斜面も多いことから、地質的、地形的に土砂災害が発生しやすいうえ、山腹部まで住宅開発が進んでおり、危険性が高い。さらに、断層を横切っている交通施設等も少なくなく、震源の位置と規模によっては、極めて大きな被害をもたらす可能性がある。

3. 山崎断層地震

山崎断層地震は、震源地付近では震度7に達することもありうる内陸直下型地震であり、その場所が臨海部に近いほど播磨地域を中心としてかなりの数の家屋倒壊や火災の発生、ライフラインなどへの大きな被害の発生が予想されるほか、断層に沿って高速道路が走っているという条件も考慮する必要がある。また、断層付近では地滑りが起きやすいので、土砂災害にも注意する必要がある。

4. 中央構造線地震

中央構造線を原因とする地震のうち、県にとって最も厳しいと考えられるのは、淡路南縁断層帯周辺を震源とする地震である。この場合、震源地付近では震度7に達することも考えられ、淡路島南部を中心に大きな被害の発生が予想される。特に諭鶴羽山地の南斜面には地滑りが集中しており、大規模な山腹の崩壊を生じやすい。

5. 日本海沿岸地震

兵庫県及びその周辺の日本海沿岸地域では、長らく大地震の記録はなかったが、最近になって、1872年の浜田地震、1925年の北但馬地震、1927年の北丹後地震、1943年の鳥取地震など、規模等の類似した地震が頻発した。

本県の沿岸部で地震が発生した場合、震源地の付近では震度7に達する可能性があり、但馬地域北部を中心に大きな被害の発生が予想される。河川の河口部では地盤が軟弱なため家屋の倒壊が起こりやすく、照来層群や北但層群など地滑りが発生しやすい地層も広く分布しているので注意が必要である。

なお、北但馬地震の際には、葛野川の河口付近で1,000アールが陥没するといった記録が残されている。

【参考】

兵庫県地域防災計画では、過去の地震災害の状況などから、兵庫県内で甚大な被害が発生する可能性がある地震として下記の5つの地震を想定し、計画内で兵庫県内の想定震度分布図を示すとともに、想定される被害量を資料1のように想定している。

【資料1】

想定地震 ※発生しうる最大クラスを想定	想定規模	揺れによる建物被害棟数		
		木造	非木造	計
南海トラフ地震	M9.0	29,347	2,695	32,042
山崎断層帯地震 (大原・土方・安富・主部南東部)	M8.0	53,239	4,408	57,647
上町断層地震	M7.5	79,838	9,421	89,259
中央構造線断層帯地震 (紀淡海峡－鳴門海峡)	M7.7	33,489	4,869	38,358
養父断層帯地震	M7.0	136	15	151

※発生しうる最大クラスを想定

3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標

(1) 住宅耐震化の推移と目標

① 住宅耐震化の推移（H15年～H25）

住宅の耐震化状況の推移は以下のとおりである。

	H15年現況	H25年現況
住宅総数	約5,800戸	約5,400戸
地震危険住宅	約2,700戸	約1,600戸
耐震化率	約53%	約70%

※兵庫県の耐震率の推計値を参考とした町独自集計値である。

住宅・建築物の耐震性

1 新耐震基準建築物

昭和56年6月1日より建築基準法に基づく耐震基準が改正されており、これ以降に着工した建築物等は、ごくまれに発生する大地震に対しても倒壊の恐れは少ないとされている。

2 旧耐震基準建築物

昭和56年5月以前に着工した建築物等でも、国土交通省告示に基づく耐震診断基準で倒壊の恐れが少ないと診断されるものは新耐震基準建築物と同程度の耐震性を有すると考えられる。

② 住宅耐震化の目標設定方針

兵庫県耐震改修促進計画の目標と整合させる。

③ 住宅耐震化の目標

兵庫県耐震改修促進計画の目標を踏まえ以下のとおり目標を設定する。

目標：住宅の現況耐震化率70%を、10年後に97%とする

(2) 多数の者が利用する建築物耐震化の推移と目標

① 多数の者が利用する建築物耐震化の推移

多数の者が利用する建築物の耐震化状況の推移は以下のとおりである。

	H18年現況	H27年現況
建築物総数	約26棟	約39棟
耐震性がない建築物数	7棟	3棟
耐震化率	約73%	約92%

※兵庫県の耐震率の推計値を参考とした町独自集計値である。

② 多数の者が利用する建築物耐震化の状況

国の基本方針及び兵庫県耐震改修促進計画を勘案し、教育施設の耐震化や公共施設の統廃合などにより、災害時に拠点となる公共施設、避難所については耐震化されている。

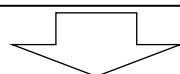
③ 多数の者が利用する建築物耐震化の目標

目標：多数の者が利用する建築物の耐震化率は目標の90%以上となっているが、今後も耐震化の重要性を啓発していくこととする。

H18集計の多数の者が利用する建築物

法第6条第1項第1号に定める用途で、
階数3以上かつ延べ面積1,000㎡以上の建築物
(建築物用途の例)

- ・学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、映画館、ホテル
- ・事務所、賃貸住宅（共同住宅に限る）、老人ホーム
- ・店舗、飲食店、工場、車両の停車場、自動車車庫郵便局、保健所、税務署



H27集計の多数の者が利用する建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条第1号に掲げる建築物
(建築物用途の例)

- ・小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校（階数2以上かつ1,000㎡以上）
- ・上位以外の学校（階数3以上かつ1,000㎡以上）
- ・一般公共の用に供される体育館（階数1以上かつ1,000㎡以上）
- ・病院、診療所、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、映画館、ホテル、旅館、事務所、賃貸住宅（共同住宅に限る）、老人ホーム、福祉ホーム、博物館、美術館、図書館、遊技場、店舗、飲食店、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗、工場、車両の停車場、自動車車庫、郵便局、保健所その他これらに類する公益上必要な建築物（階数3以上かつ1,000㎡以上）
- ・幼稚園、保育所（階数2以上かつ500㎡以上）

※以前の集計に比べ、より小規模な建築物も耐震化率の算定対象となった。

4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取り組み方針

建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠であり、町としては、既存民間建築物所有者等の取り組みを支援する観点から必要な施策を講じる。

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

① 簡易耐震診断

住宅の簡易耐震診断推進事業により耐震診断を推進する。

② ひょうご住まいの耐震化促進事業の推進

ア：耐震性のない住宅に対し、耐震改修計画策定費、耐震改修工事費、建替工事費への補助を行う。

イ：多額の費用負担が困難な世帯等に対しては、比較的低コストで地震対策が可能な、部分型改修工事費や防災ベッド等設置費への補助を行う。

③ 危険ブロック塀等撤去支援事業補助事業の推進

住宅の敷地内にあり、対象となる道路に面している危険ブロック塀等の撤去費用を支援し、危険ブロック塀等の倒壊による被害の軽減を図る。

(3) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

① 耐震診断員の養成・活用

県では、住宅の簡易耐震診断推進事業を実施する簡易耐震診断員を養成しており、その活用を推進する。

② 相談体制

建設課にて建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する町民の相談に対応する。

相談内容は、住宅の簡易耐震診断の実施に関すること、町及び県の補助事業の実施に関することとする。

また、技術的な支援については、建築関係団体と連携して対応する。

③ 住宅改修業者登録制度

兵庫県では、県民が耐震改修の実施にあたり、安心して業者を選択できる環境を整備するため、技術主任者の設置など一定の要件を満たす住宅改修業者を登録する制度を実施している。この制度の周知を図る。

(4) 大地震時に備えた建築物に関する事前の予防策

① 被災建築物応急危険度判定体制の整備

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備等の危険性を判定する専門家を養成するなど、被災建築物応急危険度判定体制の整備を進める。

② 兵庫県住宅再建共済制度の加入促進

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、全国に先駆けて県単独で創設した「兵庫県住宅再建共済制度」により、住宅の所有者同士が助け合いの精神に基づいて負担金を出し合い、災害発生時に被災した住宅の再建・補修を支援しあう相互扶助の取り組みを町民に周知し加入を推進する。

(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物

以下に定める建築物については、優先的に耐震化に着手すべき建築物とする。

- ① 兵庫県耐震改修促進計画において「地震時に通行を確保すべき道路」として指定する道路の沿道建築物で、地震で倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物

【参考 地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路】

(兵庫県耐震改修促進計画)

- ・兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送路（国道2号ほか219路線）

【別添資料2「兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送路」参照】

○上郡町内で指定されている緊急輸送路は下記の路線

- ・国道2号線
- ・国道373号線
- ・県道5号線（姫路上郡線）
- ・県道28号線（上郡末広線）
- ・県道236号線（上郡停車場線）
- ・県道451号線（西新宿上郡線）

- ② 避難所として利用する建築物又は災害時に拠点となる学校等

(6) 地震発生時に通行を確保すべき道路

兵庫県耐震改修促進計画で、地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路は兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送路を位置付けている。

上郡町地域防災計画においても、兵庫県が指定する緊急輸送路（上記の6路線）を地震発生時に通行を確保すべき道路と位置付けている。

上郡町耐震改修促進計画においては、上記の緊急輸送路を地震発生時に通行を確保すべき道路と位置付けるとともに、小中学校の通学路及び各地区防災組織の定める避難経路についても避難路として位置付けるものとする。

【別添資料3「兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送路（上郡町域拡大）」参照】

【別添資料4～「上郡町各小中学校通学路」参照】

5. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及をはかり、官民あげて住宅・建築物の耐震化に取り組む。

(1) 相談体制の整備（再掲）

建設課にて建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する市民の相談に対応する。

相談内容は、住宅の簡易耐震診断の実施に関する事、町及び県の補助事業の実施に関する事とする。

また、技術的な支援については、建築関係団体と連携して対応する。

(2) 自治会等との連携

住宅・建築物の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、自治会等の自主防災組織などと連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行う。

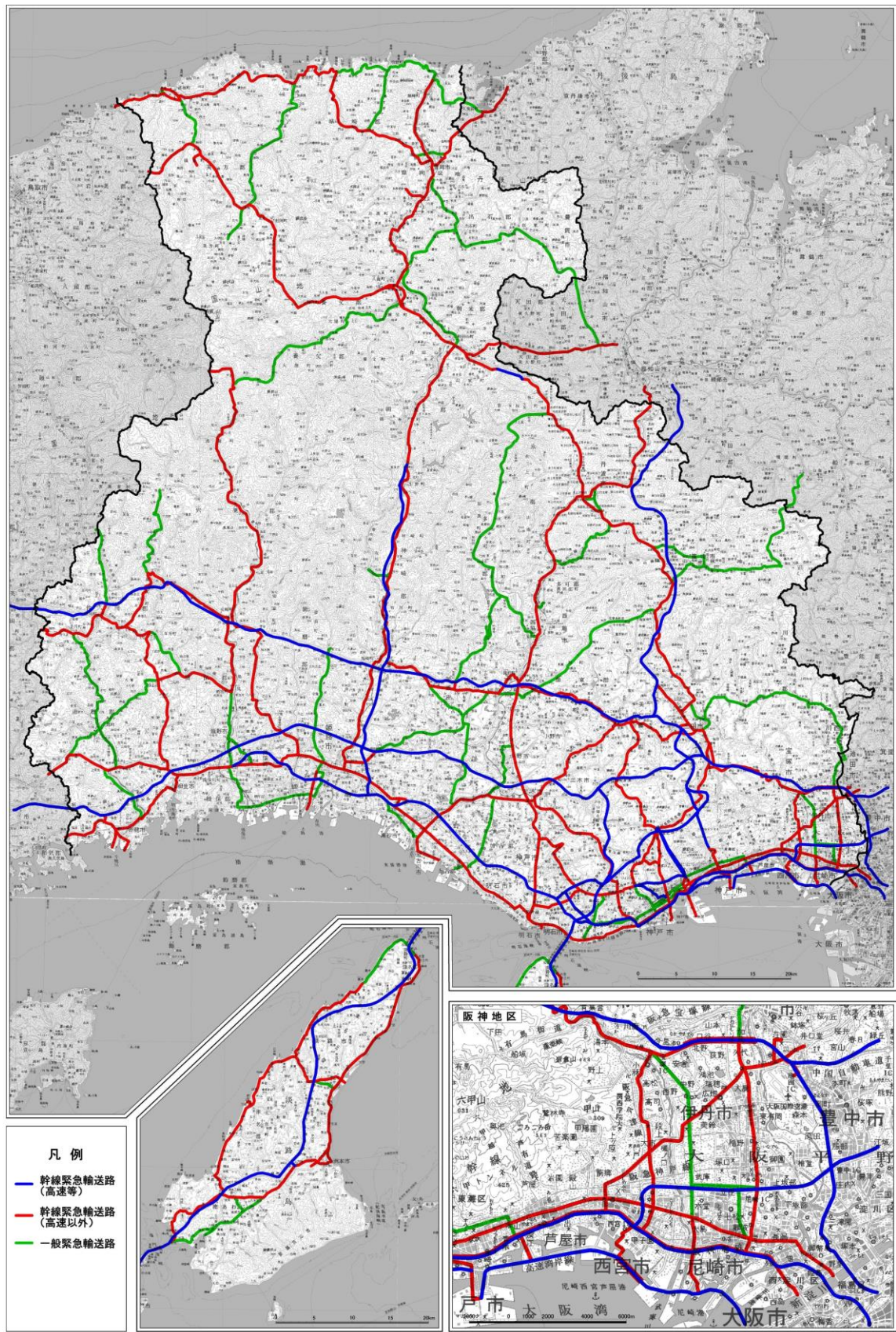
(3) 関係団体との連携

建築士会、建築設計事務所協会等の関係団体と連携し、建築物の耐震化について啓発活動を行う。

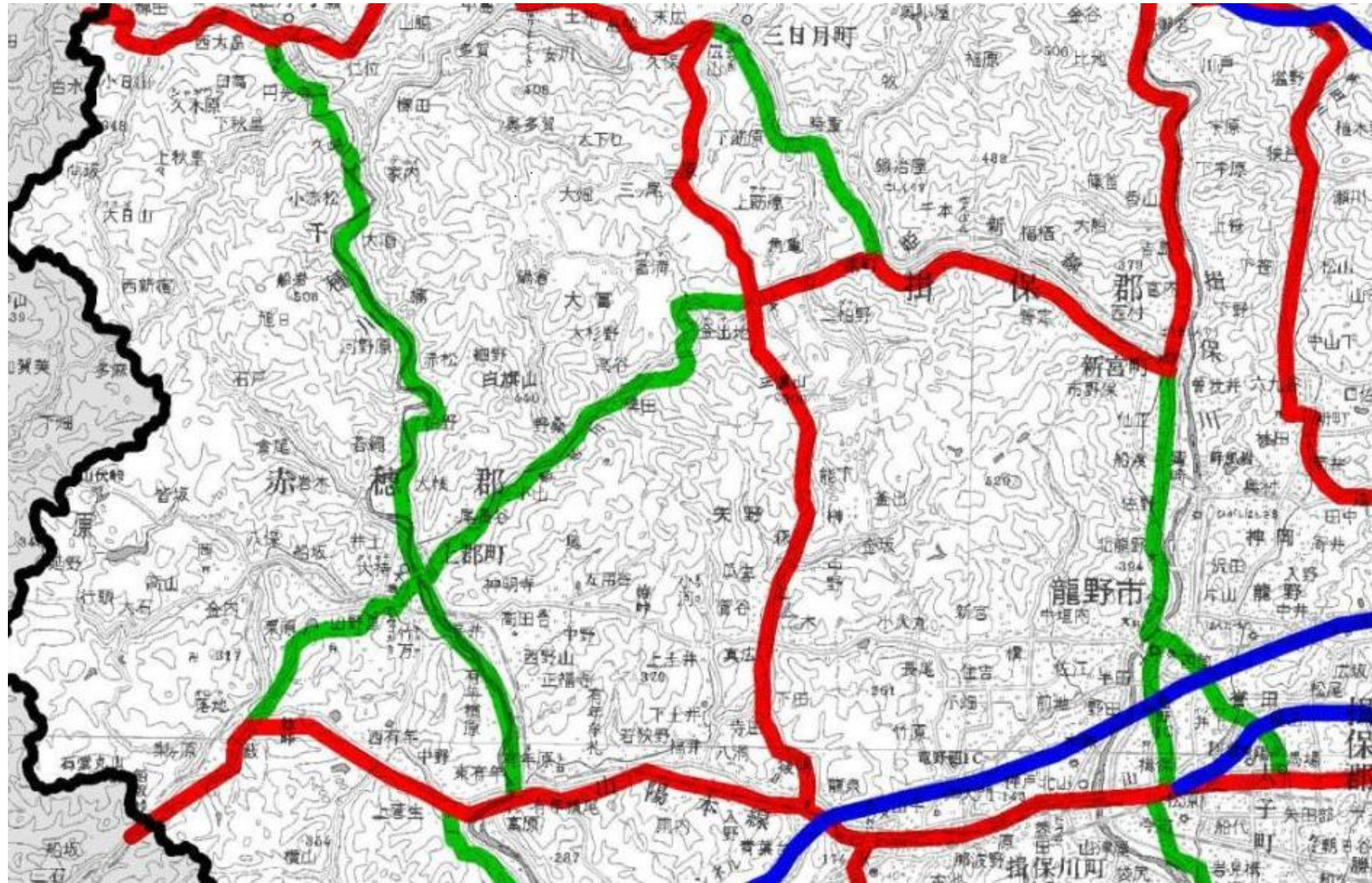
また、市民からの技術的な相談については、関係団体と連携して対応する。

別添資料2～4

【別添資料2】兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送路



【別添資料3】兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送路（上郡町域拡大）

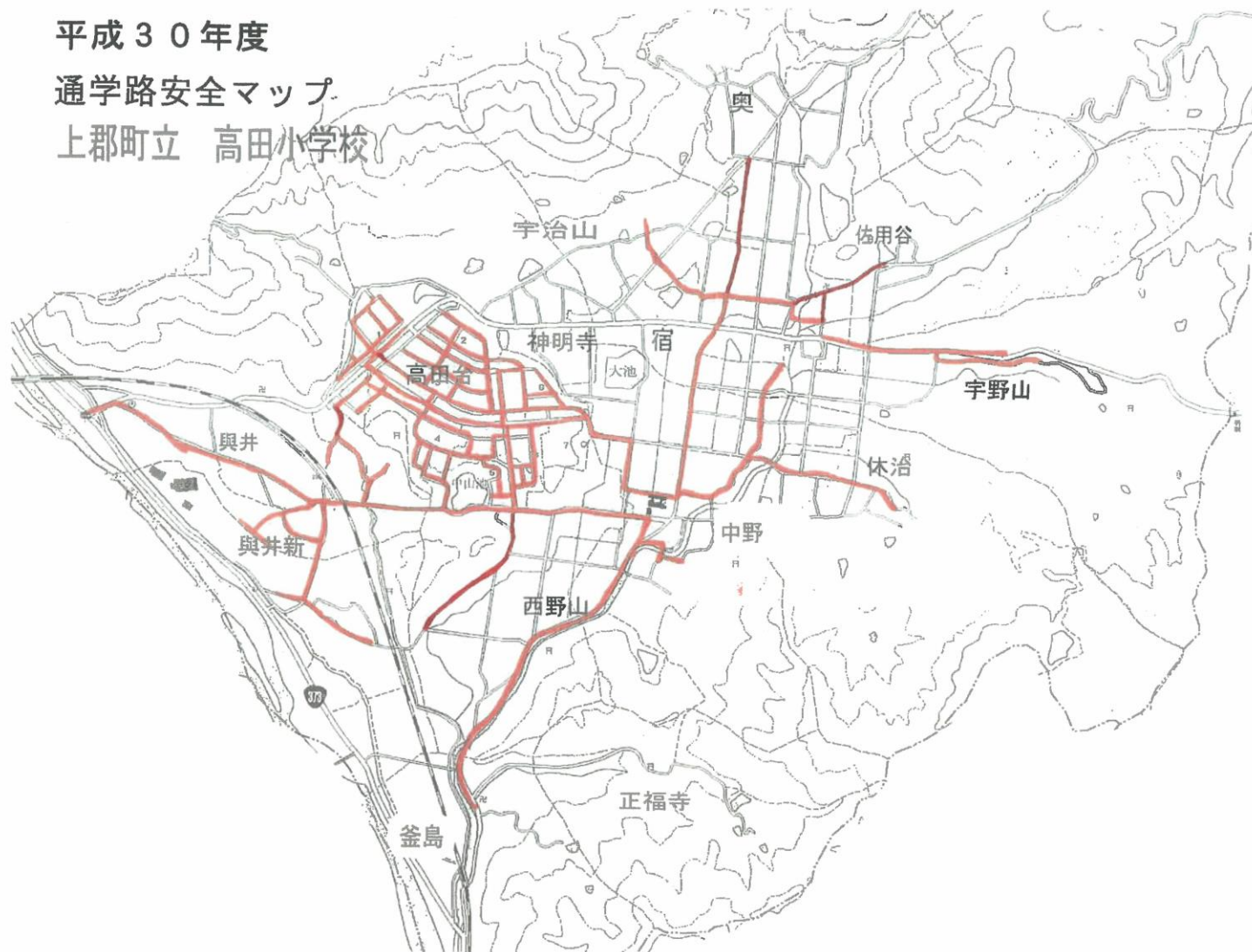


【別添資料4-①-2】上郡小学校通学路（2/3）



【別添資料4-③】高田小学校通学路

平成30年度
通学路安全マップ
上郡町立 高田小学校



【別添資料4-④】上郡中校通学路

